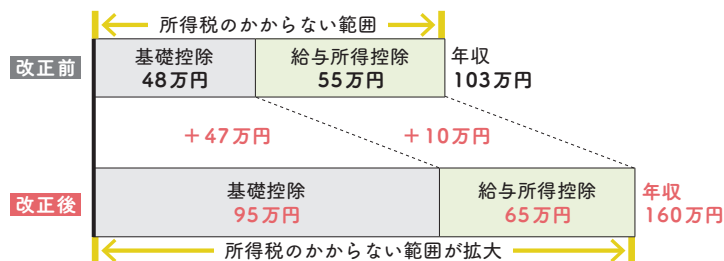


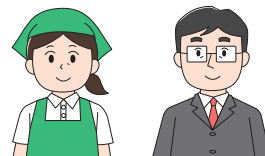
令和7年分から 所得税の課税ラインが変わります 「年収103万円」→「年収160万円」に！

給与所得者（会社員、パート・アルバイト等）の場合、これまで所得税がかからないラインは「年収103万円まで」（いわゆる「年収103万円の壁」）でしたが、令和7年分から所得税の課税ラインが変わり、「年収160万円まで」（基礎控除額95万円＋給与所得控除の最低保障額65万円）に引き上げられます。



「年収103万円の壁」の見直しで、こうなります！

- ☐ 給与収入200万円相当～2,545万円相当までの人は、2万円～3万円の所得税減税となります※¹。



世帯類型ごとの所得税の減税額（目安）

● 単身世帯の場合

給与収入	減税額
200万円	2万4,000円
400万円	2万円
800万円	3万円
1,500万円	3万3,000円

● 夫婦共働き世帯の場合

給与収入（それぞれの給与収入）	減税額
計400万円（200万円＋200万円）	計4万7,000円
計800万円（400万円＋400万円）	計4万円
計800万円（600万円＋200万円）	計4万4,000円
計2,000万円（1,000万円＋1,000万円）	計4万円

自由民主党・公明党「基礎控除の特例の創設について」（令和7年2月28日）を基に作成

- ☐ 「年収103万円」を意識して働いていた人にとっては、「働き方」を見直すチャンスになります。

社会保険加入に伴う
手取り金額の変化を
試算してみましょう



厚生労働省Webサイト
「社会保険加入による
手取りかんたんシミュ
レーター」
（令和7年4月1日現在）

⚠️ 「働き方」を見直すときの留意点

一定の年収（約106万円・110万円・130万円）を超えると、社会保険への加入が必要になる場合があるとともに、住民税※²が課税されます。年収によっては、社会保険加入に伴い手取り金額が減ることもあります。

※¹ 令和7年分の所得税については年末調整で減税されます。また、給与収入200万円相当超～850万円相当以下の人の場合、

①令和7年分・令和8年分と②令和9年分以降とで、減税額が変わります。

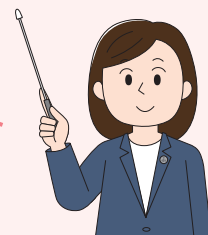
※² 住民税の課税ラインは「110万円」ですが、自治体によっては110万円以下でも課税されます。

給与計算担当者からのお知らせ

令和7年分の所得税については、年末調整で減税されます。それに伴い、今年は「扶養控除等申告書」を提出していただく際の確認事項が増えますので、年末調整手続きに係る書類を、いつもより早めに入手していただきますよう、ご協力お願いいたします。

おさらい！ 「年収の壁」にまつわる きほんの「き」

「年収103万円の壁」の見直しに関して、よく聞く言葉を集めてみました。これらは混同しがちなので、改正内容を理解するためにも、この機会にきちんとおさえておきましょう。



年収

1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる給与等の総支給額のことです。税金や社会保険料等が引かれる前の金額を指します。いわゆる「額面」です。

年収は、年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄で確認できます。

所得

税法上、収入から必要経費を差し引いた「もうけ」を「所得」といいます。

給与所得者の場合、年収に応じて定められている「給与所得控除」が必要経費として認められており、年収から給与所得控除額を引いた後の金額が「給与所得」です。

手取り

給与所得者の場合、年収から所得税や住民税、社会保険料等が差し引かれた後の、実際に自分が受け取れる金額をいいます。

手取り金額を知るおおまかな目安としては、一般的に、「年収の75%～85%」といわれています。

「年収160万円」だけじゃない！

まだある！ その他の「年収の壁」——これを超えると、どうなる？

106万円
の壁

社会保険への加入義務が発生 (厚生年金保険・健康保険)

年収が約106万円以上となり、かつ、次の条件をすべて満たしている場合、社会保険（厚生年金保険・健康保険）への加入義務が発生します。

👉 自身が該当しているか、☒ してみましょう！

- ☐ 従業員数51人以上の会社に勤務している
- ☐ 所定労働時間が週20時間以上30時間未満である
- ☐ 月額賃金が8万8,000円以上である
- ☐ 2ヶ月を超えて働く予定がある
- ☐ 学生ではない（休学中・夜間学生は除く）

110万円
の壁

住民税が課税

年収110万円※を超えると、住民税がかかります。自治体によっては110万円以下でも住民税（均等割）が課税されます。

※令和8年度分から適用。なお、令和8年度分の住民税は令和7年分の収入に基づいて計算されます。

130万円
の壁

社会保険への加入義務が発生 (国民年金・国民健康保険)

年収130万円以上になると、会社の規模等にかかわらず、原則として自身で国民年金・国民健康保険への加入義務が発生します。

MEMO